介護保険

利用ガイド

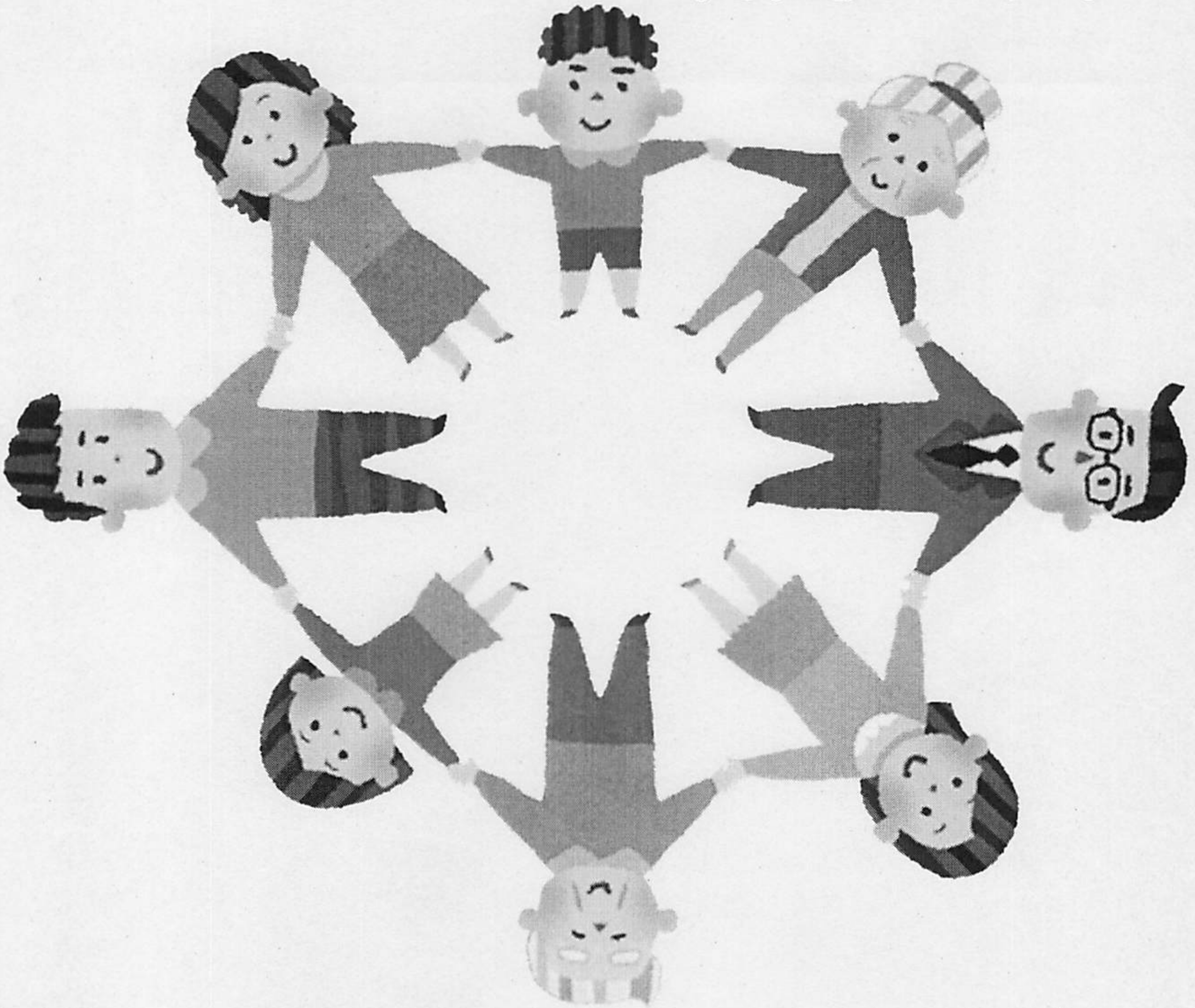

境港市長寿社会課

2016. 10

もくじ

介護保険のしくみ

みんなで支えあう制度です……………………………… 1

介護保険料

保険料は大切な財源です……………………………… 2
４０歳以上６５歳未満の人の保険料………………… 2
６５歳以上の人（第１号被保険者）の保険料……… 3

サービス利用までの流れ

サービスの必要度を認定することから始まります………… 4
要介護認定結果が通知されます………………………… 5

利用者の負担

利用者の負担（在宅サービスの費用・施設サービスの費用）…… 6
介護保険の利用者負担が高額になったとき………… 7

サービスの種類

サービスの利用（在宅サービス）………………… 8
サービスの利用（施設サービス）………………… １０
地域密着型サービス…………………………………… １１

福祉用具貸与・購入、住宅改修

生活する環境を整えるサービス…………………… １３

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防に取り組みましょう……………………… １５

介護保険のしくみ

みんなで支えあう制度です

介護保険は、介護の負担を社会全体で支え合う社会保障制度で、４０歳以上の人が保険料を納め、介護が必要になったときには費用の一部を支払って介護サービスを利用するしくみです。

介護保険に加入する人（被保険者）

○保険料を納めます。
○要介護認定の申請をします。
○サービスを利用し、利用料を支払います。

６５歳以上の人(第１号被保険者)
原因にかかわらず、介護や日常生活の支援が必要であると認定されればサービスを利用できます。

４０歳～６４歳の医療保険加入者(第２号被保険者)
介護サービスを利用できるのは、老化が原因とされる病気（特定疾病）により、介護や支援が必要であると認定された人に限られます。

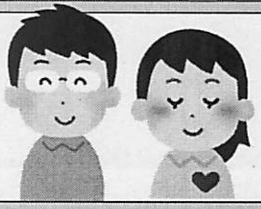

特　定　疾　病

○がん末期
○関節リウマチ
○筋萎縮性側索硬化症
○後縦靭帯骨化症
○骨折を伴う骨粗鬆症
○初老期における認知症
○脊髄小脳変性症
○脊柱管狭窄症
○早老症
○多系統萎縮症
○パーキンソン病関連疾患
○糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
○脳血管疾患
○閉塞性動脈硬化症
○慢性閉塞性肺疾患
○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

サービス提供
利用料の支払
介護報酬の支払
保険証の交付
要介護認定
要介護認定の申請
保険料の納付

サービス提供機関

利用者に合ったサービスを提供します。

○指定を受けた社会福祉法人などが提供します。
○在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

○介護予防ケアマネジメント
○総合的な相談・支援
○権利擁護、虐待の早期発見・防止
○ケアマネージャーへの支援

境港市(保険者)

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

○制度を運営します。
○要介護認定を行います。
○保険証を交付します。
○サービスを確保・整備します。

保険料は大切な財源です

介護保険は、４０歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源(利用者負担分は除く)

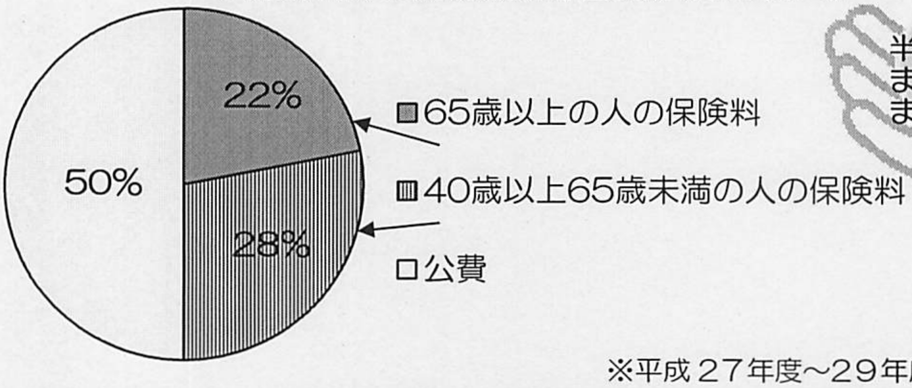

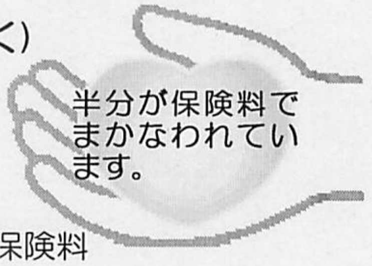

※平成２７年度～２９年度までの割合です。

保険料を滞納すると…

介護保険サービスを利用したときの利用者負担は、通常はかかった費用の１割ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。
※平成 27 年8月から所得が一定額以上ある65 歳以上の人の負担割合が2割に変わります。

１年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分(費用の９割)が支払われます。

１年６カ月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、保険給付分が差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

２年以上滞納すると

サービスを利用するときに、利用者負担が３割になったり、高額介護（介護予防）サービス費が支払われなくなったりします。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることができないときは、お早めにご相談ください。

４０歳以上６５歳未満の人（第２号被保険者）の保険料

４０歳から６４歳までの人の保険料の額は、加入している医療保険の算定方法により、医療保険ごとに決められます。保険料は医療保険料に上乗せして徴収されます。

国民健康保険に加入している人

保険料の決め方　国民健康保険税の算定方法で、世帯ごとに決められます。

保険料の納め方　介護保険料は介護保険分として、国民健康保険税の医療保険分と合わせて世帯主が納めます。

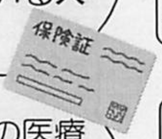

職場の医療保険などに加入している人

保険料の決め方　医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）に応じて決められます。

保険料の納め方　医療保険料に介護保険料を合わせた額が、給料から差し引かれます。

※４０歳から６４歳までの被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

介護保険料

６５歳以上の人(第１号被保険者)の保険料　基準額 74,700 円（年額）

境港市の介護保険料（平成２７年度～平成２９年度）※介護保険料は３年ごとに見直されます。

段　階	対　象　者	保険料年額	保険料率
第１段階	生活保護受給者または市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者及び世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	※1 33,600 円	基準額 ×0.45※1
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円を超えて 120 万円以下の人	54,500 円	基準額 ×0.73
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、第１段階または第２段階に該当しない人	54,500 円	基準額 ×0.73
第４段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、本人の年金収入額と合計所得金額の合計が８０万円以下の人	67,200 円	基準額 ×0.90
第５段階	市民税課税世帯だが、本人は市民税非課税で、第４段階に該当しない人	74,700 円	基準額
第６段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	89,600 円	基準額 ×1.20
第７段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が １２０万円以上 190 万円未満の人	97,100 円	基準額 ×1.30
第８段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	112,000 円	基準額 ×1.50
第９段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上 500 万円未満の人	126,900 円	基準額 ×1.70
第１０段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 500 万円以上の人	134,400 円	基準額 ×1.80

※1 公費投入による低所得者への軽減後の保険料年額、保険料率です。

保　険　料　の　納　め　方

６５歳以上の人は、原則として年金から納めます。年金額等により納め方が異なります。

特別徴収（年金からの引き去り）　年金が年額１８万円以上の人

年金の定期支払い（年６回）の際、年金から保険料があらかじめ引き去られます。

特別徴収の対象となるのは、老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、４・６・８月は仮に算定された保険料を納め、10・12・２月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を差し引いた額を納めますので、保険料額が変わる場合があります。

年度途中で 65 歳になった場合や、所得の更正により保険料の所得段階が変わった場合などは、年金が年額 18 万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります。

普通徴収（納付書・口座振替）　年金が年額１８万円未満の人

市から送付された納付書や口座振替で、金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は口座振替が便利です。口座振替の手続きは、預金（貯金）通帳・印かん（通帳の届出印）を持って指定金融機関で手続きしてください。

サービス利用までの流れ　～要介護認定～

サービスの必要度を認定することから始まります。

介護保険のサービスを利用するには、介護や支援がどれくらい必要か認定を受ける必要があります。

また、要介護認定を受けていなくても、65 歳以上のすべての人を対象とした介護予防・日常生活支援総合事業により、一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用することもできます。

65 歳以上の人

長寿社会課・地域包括支援センターの窓口に相談します。

要介護認定の申請をします

特定疾病をお持ちの 40～64 歳の人も申請できます。

認定調査が行われます

■訪問調査

本人の心身の状態を調査するため、市の調査員などが家庭を訪問します。

■主治医の意見書

主治医から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

審査・判定されます

一時判定（コンピュータの判定）の結果と特記事項、主治医の意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。

要介護１～５　**要支援１・２**　**非　該　当**

基本チェックリストで生活機能をチェックします。

生活機能の低下がみられた人　**自立した生活が送れる人**

境港市では、平成 28 年度から介護予防・日常生活支援総合事業を実施します。

介護保険サービス

- 介護サービスを利用できます。
- 介護予防サービスを利用できます。

介護予防・日常生活支援総合事業

- 介護予防・生活支援サービス事業が利用できます。
- 一般介護予防事業が利用できます。

認定結果の有効期間と更新手続き

新規認定の有効期限は原則として６カ月です。月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間＋６カ月となります（新規認定の効力発生日は認定申請日）。更新認定の有効期限は、12～24 カ月です。（更新認定の効力発生日は前回認定の有効期間満了日の翌日）。引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了の 60 日前から受け付けます。

サービス利用までの流れ ～認定結果の通知からサービス利用～

介護認定審査会の判定にもとづいて「非該当」から「要介護５」までの区分が決まり、結果が通知されます。

要介護１～５

日常生活で介助を必要とする度合いが高く、生活機能の維持・改善を図ることが適切な人。

在宅でサービスを利用したい →

ケアプランの作成
居宅介護支援事業者を選び、利用者の心身の状況、課題を把握し、ケアプランを作成します。 →

サービス事業者と契約
介護保険サービスを提供する事業者と契約します。 →

介護保険の在宅サービスを利用 → 8～12ﾍﾟｰｼﾞ

施設に入所したい →

介護保険施設と契約
入所を希望する施設に、利用者が直接申し込みます。 →

ケアプランの作成
入所した施設で、ケアマネジャーが利用者にあったケアプランを作ります。 →

介護保険の施設サービスを利用 → 10ﾍﾟｰｼﾞ

要支援１・２

介護保険の対象者だが、要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性が高い人。

地域包括支援センターに連絡する →

アセスメント
本人や家族と話し合い、課題を分析します。

→

介護予防ｹｱﾌﾟﾗﾝの作成
目標を決めて、達成するためのメニューを考え、必要に応じて介護予防ケアプランを作成します。

→

介護保険の予防サービスを利用 → 8～12ﾍﾟｰｼﾞ

非該当

介護保険の対象者にはならないが、生活機能の向上が必要と判定された人など。

地域包括支援センターに連絡する →

アセスメント
チェックリスト等を用いて利用者の心身の状態等を把握し、課題を分析します。

→

参加するﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ決定
目標を決めて、利用するプログラムを決定します。

→

介護予防・日常生活支援総合事業を利用 → 15ﾍﾟｰｼﾞ

利用者の負担　～在宅サービスの費用～

介護サービスを利用したときは費用の一部を負担します

介護保険では、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められていて、その範囲内でサービスを利用する場合、利用者負担は１割（一定以上所得者は平成２７年８月から２割）です。ただし、上限を超えてサービスを利用した場合は、超えた分は全額が利用者負担になります。

１カ月の在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	支給限度額
要支援1	50,030 円
要支援2	104,730 円
要介護1	166,920 円
要介護2	196,160 円
要介護3	269,310 円
要介護4	308,060 円
要介護5	360,650 円

変わります！
平成２７年８月から利用者負担の割合が変わります。

一定以上所得者とは…
本人の合計所得金額が 160 万円以上で、同一世帯の第 1 号被保険者の「年金収入＋その他の合計所得金額」が単身で 280 万円以上、2 人以上世帯 346 万円以上の人

利用者の負担　～施設サービスの費用～

施設サービスを利用した場合の負担額は、サービス費用の 1 割（一定以上所得者は平成２７年８月から２割）、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。

基準費用額：施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して定める額（1 日当たり）
【食　費】1,380 円
【居住費】ユニット型個室 1,970 円、ユニット型準個室 1,640 円
従来型個室 1,640 円（介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 1,150 円）
多床室 370 円（平成 27 年 8 月から介護老人福祉施設と短期入所生活介護は 840 円 ）

低所得の人が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までの自己負担となります。超えた分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。

変わります！　下記のいずれかに該当する場合は負担限度額認定を受けられません。（H27.8 月～）
① 施設利用者の配偶者が住民税を課税されている場合
② 預貯金が一定額（単身 1,000 万円、夫婦 2,000 万円）を超える場合

●負担限度額（1 日あたり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第 1 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820 円	490 円	490 円（320 円）	0 円	300 円
第 2 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額＋年金収入額が 80 万円以下の人	820 円	490 円	490 円（420 円）	370 円	390 円
第 3 段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第 2 段階以外の人	1,310 円	1,310 円	1,310 円（820 円）	370 円	650 円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、（　）内の金額となります。

介護保険の１割又は２割の負担が高額になったとき

○介護保険の利用者負担が高額になったとき

同じ月に利用した介護保険のサービスの利用者負担の合計額が高額になった場合は、１カ月の利用者負担を合算（同じ世帯内に複数の利用者がいる場合には、世帯合算）して、上限額（下表）を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として後から支給されます。

■利用者負担の上限額（１カ月）

利用者負担区分	上限額（世帯合計） 平成２９年７月まで	上限額（世帯合計） 平成２９年８月から
現役並み所得者	44,400円	44,400円
一般世帯	37,200円	※　44,400円
住民税非課税世帯	24,600円	24,600円
合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の人、老齢福祉年金の受給者	個人 15,000円	個人 15,000円
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	個人 15,000円 15,000円	個人 15,000円 15,000円

※１割負担の被保険者のみの世帯には、平成２９年８月から３年間に限り年間の上限額を446,400円（37,200円×１２ヶ月）とする緩和措置があります。

○介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担が高額になった場合は合算することができます（高額医療・高額介護合算制度）。介護保険と医療保険のそれぞれの月額の限度額を適用後、年間（８月から翌年７月）の利用者負担額を合算して年額の限度額を超えた場合は、申請によりその超えた分が後から支給されます。

サービスに苦情や不満があるときは？

介護（介護予防）サービスを利用していて困ったことがあったとき、サービス提供事業者に相談しづらいときは、下のような相談先もあります。

「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくと安心です。

「地域包括支援センター」や「消費生活センター」に相談

地域の高齢者の総合的支援を行う「地域包括支援センター」で相談を受け付けています。また最寄りの「消費生活センター」に相談することもできます。

「市町村の介護保険担当窓口」に相談

相談や苦情の内容をもとに、市町村で事業者を調査して指導します。

「国保連」に相談

市町村での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。

サービスの利用【在宅サービス】

自己負担は、サービスにかかる基本的な費用の１割をめやすとして掲載しています。
※　一定以上の所得がある人の自己負担は、平成２７年８月から２割です。
（利用内容によるさまざまな加算などもあります。）

自宅での日常生活の手助け

要介護１～５の人

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴や排せつなどの身体介護や掃除、洗濯、買い物などの生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

【自己負担のめやす】
身体介護(20 分以上 30 分未満)⇒245 円
生活援助(20 分以上 45 分未満)⇒183 円
※早朝、夜間、深夜などは加算あり。

要支援１・２の人

介護予防訪問介護（ホームヘルプ）

利用者が自立した生活ができるよう、ホームヘルパーによる入浴や食事などの生活の支援が受けられます。

【自己負担のめやす(1 カ月につき)】
週1回程度の利用⇒1,168 円
週2回程度の利用⇒2,335 円
週2回を超える利用⇒3,704 円
(要支援2のみ)

変わります！
平成28年4月からは、介護予防・日常生活総合支援事業で提供されます。

訪問してもらい利用するサービス

要介護１～５の人

訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護が受けられます。

【自己負担のめやす】1,234 円

訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリをします。

【自己負担のめやす】1 回 302 円

要支援１・２の人

介護予防訪問入浴介護

介護士と看護師が居宅を訪問し、介護予防のための入浴支援が受けられます。

【自己負担のめやす】834 円

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士に訪問してもらい、リハビリをします。

【自己負担のめやす】1 回 302 円

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

要介護１～５の人

訪問看護

疾患などを抱えている人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助をします。

【自己負担のめやす】(30 分未満の場合)
訪問看護ステーションから⇒463 円
病院または診療所から⇒392 円

要支援１・２の人

介護予防訪問看護

看護師が訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

【自己負担のめやす】(30 分未満の場合)
訪問看護ステーションから⇒463 円
病院または診療所から⇒392 円

サービスの利用【在宅サービス】

要介護１～５の人

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。

【自己負担のめやす】
医師・歯科医師の指導⇒503 円
(月2回まで)

要支援１・２の人

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士など剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。

【自己負担のめやす】
医師・歯科医師の指導⇒503 円
(月2回まで)

施設に通って利用するサービス

要介護１～５の人

通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

【自己負担のめやす】 ※送迎を含む。
〈通常規模の事業所の場合〉
（7時間以上9時間未満）
要介護 1～5⇒656 円～1,144 円

要支援１・２の人

介護予防通所介護（デイサービス）

通所介護施設で、食事・入浴などの基本的サービスや生活行為向上のための支援、目標に合わせた選択的サービスが利用できます。

【自己負担のめやす】（1 カ月）
共通的サービス ※送迎、入浴を含む。
要支援 1⇒1,647 円、要支援２⇒3,377 円
選択的サービス（1 カ月）
運動器機能向上⇒225 円/
栄養改善⇒150 円/口腔機能向上⇒150 円

変わります！
平成28年4月からは、介護予防・日常生活総合支援事業で提供されます。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。

【自己負担のめやす】 ※送迎を含む。
〈通常規模の事業所の場合〉
（6 時間以上 8 時間未満）
要介護 1～5
⇒726 円～1,321 円

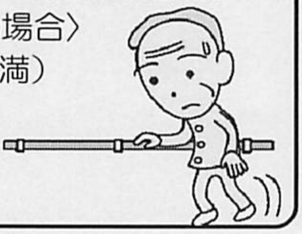

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスが利用できます

【自己負担のめやす】（1 カ月）
共通的サービス ※送迎、入浴を含む。
要支援 1⇒1,812 円、要支援２⇒3,715 円
選択的サービス（1 カ月）
運動器機能向上⇒225 円/
栄養改善⇒150 円/口腔機能向上⇒150 円

施設に入所して受けるサービス

要介護1～5の人	要支援1・2の人
短期入所生活介護（ショートステイ）	**介護予防短期入所生活介護**（ショートステイ）

介護老人福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援（食事、入浴、排せつなど）や機能訓練などが受けられます。

要介護1～5の人	要支援1・2の人
【自己負担のめやす】（1日につき） 併設型・ユニット型の場合 要介護 1～5⇒677円～946円	【自己負担のめやす】（1日につき） 併設型・ユニット型の場合 要支援 1⇒508円、要支援2⇒631円

要介護1～5の人	要支援1・2の人
短期入所療養介護（ショートステイ）	**介護予防短期入所療養介護**（ショートステイ）

介護老人保健施設などに短期間入所して医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

要介護1～5の人	要支援1・2の人
【自己負担のめやす】（1日につき） ユニット型の場合 要介護 1～5⇒829円～1,040円	【自己負担のめやす】（1日につき） ユニット型の場合 要支援 1⇒618円、要支援2⇒775円

要介護1～5の人	要支援1・2の人
特定施設入居者生活介護	**介護予防特定施設入居者生活介護**

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

要介護1～5の人	要支援1・2の人
【自己負担のめやす】（1日につき） 要介護 1～5⇒533円～798円	【自己負担のめやす】（1日につき） 要支援 1⇒179円、要支援2⇒308円

サービスの利用【施設サービス】※要支援1・2の人は利用できません。

入所した場合は、下記のサービス費用の他に食費・居住費・日用生活費がかかります

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。

【自己負担のめやす】（1日につき）
ユニット型の場合
要介護 1～5⇒625円～894円

変わりました！
介護老人福祉施設への新規入所は、原則として要介護3以上の人になりました。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設（老人保健施設）

状態が安定している人がリハビリテーションを受けて、在宅復帰を目指します。

【自己負担のめやす】（1日につき）
多床室の場合
要介護 1～5⇒768円～981円

病院での長期的な療養が必要

介護療養型医療施設（療養病床等）

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。

【自己負担のめやす】（1日につき）
多床室の場合
要介護 1～5⇒745円～1,251円

住み慣れた地域で生活を続けるために　地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じたサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市町村のサービスは受けられません。

※　自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の１割をめやすとして掲載しています。

※　一定以上の所得がある人の自己負担は、平成２７年８月から２割です。
（利用内容によるさまざまな加算などもあります。）

※施設を利用した際の食費、日常生活費、居住費等は別途負担します。

多機能なサービス

要介護１～５の人	要支援１・２の人
小規模多機能型居宅介護	**介護予防小規模多機能型居宅介護）**

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。

要介護１～５の人	要支援１・２の人
【自己負担のめやす】（1 月につき） 要介護 1～5⇒10,320 円～26,849 円	【自己負担のめやす】（1 月につき） 要支援 1⇒3,403 円、要支援２⇒6,877 円

複合型のサービス

※要支援１・２の人は利用できません。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

【自己負担のめやす】（1 月につき）
要介護 1～5⇒12,341 円～31,141 円

変わりました！
複合型サービスの名称が変わりました。

小規模な施設サービス

※要支援１・２の人は利用できません。

地域密着型特定施設入居者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

【自己負担のめやす】（1 日につき）
要介護 1～5⇒533 円～798 円

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事・入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

【自己負担のめやす】（1 日につき）
要介護 1～5⇒625 円～894 円

住み慣れた地域で生活を続けるために　地域密着型サービス

認知症高齢者を対象としたサービス

要介護１～５の人	要支援１・２の人
認知症対応型通所介護	**介護予防認知症対応型通所介護**

認知症高齢者を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで受けられます。

要介護１～５の人	要支援１・２の人
【自己負担のめやす】 （７時間以上９時間未満）単独型の場合 要介護 1～5⇒985 円～1,414 円	【自己負担のめやす】 （７時間以上９時間未満）単独型の場合 要支援 1⇒852 円、要支援２⇒952 円

要介護１～５の人	要支援１・２の人
認知症対応型共同生活介護(ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	**介護予防認知症対応型共同生活介護**

認知症高齢者が、共同生活をする住宅でスタッフの介護を受けながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

要介護１～５の人	要支援１・２の人
【自己負担のめやす】（1 日につき） ユニット数２の場合 要介護 1～5⇒747 円～838 円	【自己負担のめやす】（1 日につき） ユニット数２の場合 要支援２⇒743 円

夜間の訪問介護

※要支援１・２の人は利用できません。

夜間対応型訪問介護

24 時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

【自己負担のめやす】
<オペレーションセンターを設置している場合>
基本夜間対応型訪問介護⇒981 円/月
定期巡回サービス⇒368 円
随時訪問サービス⇒560 円

24 時間対応のサービス

※要支援１・２の人は利用できません。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて 1 日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的にまたは密接に連携しながら提供するサービスです。

【自己負担のめやす】（1 月につき）〈介護、看護連携型事業所が行った場合〉
要介護 1～5⇒5,658 円～25,654 円

生活する環境を整えるサービス　福祉用具貸与・購入、住宅改修

福祉用具をレンタルする

※【　】内は介護予防サービスの名称です。

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）をレンタルするサービスです。

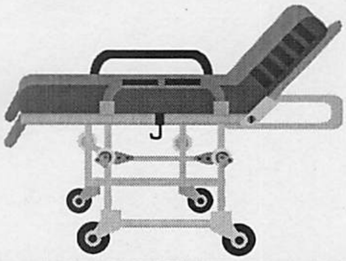

①車いす★
②車いす付属品（電動補助装置など）★
③特殊寝台★
④特殊寝台付属品（サイドレールなど）★
⑤床ずれ防止用具★
⑥体位変換器★
⑦手すり（工事をともなわないもの）
⑧スロープ（工事をともなわないもの）
⑨歩行器
⑩歩行補助つえ
⑪認知症老人徘徊感知機器★
⑫移動用リフト（つり具を除く）★
※入浴用リフト（垂直移動のみ）、段差解消機、階段移動用リフトなども該当します。
⑬自動排泄処理装置■

★印の福祉用具は、原則として要支援１・２、要介護１の人は利用できません。
■印の福祉用具は、原則として要支援１・２、要介護１～３の人は利用できません。

●自己負担について

レンタル費用の１割又は２割です。支給限度額（6、10 ページ参照）が適用されます。用具の種類や事業者により金額は変わります。

福祉用具を購入する

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

申請が必要です！

下記の福祉用具を、指定された事業者から購入したとき、購入費が支給されます。

①腰掛け便座　④簡易浴槽
②特殊尿器　⑤移動用リフトのつり具
③入浴補助用具　⑥自動排泄処理装置の交換部品

●自己負担について

いったん利用者が全額を負担します。あとで領収書などを添えて市町村に申請すると、同年度（4月1日～翌年3月31 日）で 10 万円を上限に費用の９割又は８割が支給されます。

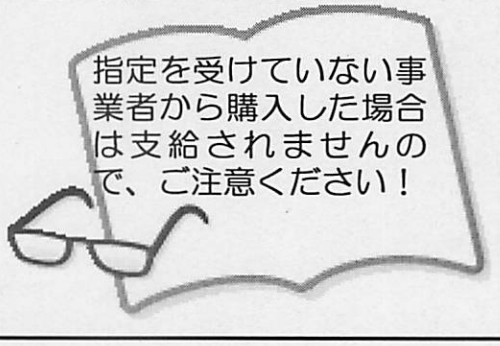

生活する環境を整えるサービス　福祉用具貸与・購入、住宅改修

小規模な住宅改修

事前の申請が必要です！

住宅改修費支給【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、20 万円を上限に費用の 9 割又は 8 割が支給されます。

☆ 手続きの流れ

1. ケアマネジャーなどに相談
2. 施工事業者の選択・見積もり依頼
3. 市役所へ事前に申請
4. 工事の実施・完了／支払い（全額）
5. 市役所へ領収書などを提出
6. 改修費の支給（費用の 9 割又は 8 割）

申請に必要な書類

- 住宅改修費支給申請書
- 工事費見積書
- 住宅改修が必要な理由書
  ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 改修前の写真、見取り図など
  写真は施工予定場所・日付が明記されているもの。
  ※段差の解消はスケールをあてること。

完成後に必要な書類

- 住宅改修に要した費用の領収書
- 工事費内訳書
  介護保険の対象が明記され、各費用などが適切に区分してあるもの。
- 完成後の写真など
  施工場所、日付が明記されているもの。

●自己負担について

市町村に申請し、工事が完了したらいったん利用者が全額を負担します。その後領収書など工事完成後に必要な書類を提出すると、20 万円を上限に費用の 9 割又は 8 割が支給されます。

引っ越した場合や、要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

介護予防・日常生活支援総合事業 平成28年4月～

介護予防に取り組みましょう

介護予防・日常生活支援総合事業とは、境港市が介護予防を総合的に提供する事業です。

介護保険の「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、平成28年4月から介護予防・日常生活支援総合事業に変わり、より利用者の状態や希望に合わせたサービスへと内容を充実させていきます。介護予防を必要とする度合いに応じて利用できるサービスは違いますが、介護予防・日常生活支援総合事業は65歳以上のすべての人が利用できます。

要介護認定で非該当、要支援1・2と判定された人
基本チェックリストで生活機能の低下が見られた人

↓

介護予防・生活支援サービス事業

■予防サービス

訪問型サービス

身体介護、生活援助、ごみ出しや移動支援　など

通所型サービス

機能訓練、身体介護、ミニデイサービス
住民主体の運動の場　など

■生活支援サービス

- 栄養改善を目的とした配食
- 自立支援を目的とした定期的な安否確認　など

65歳以上の人

（すべての高齢者向け）

↓

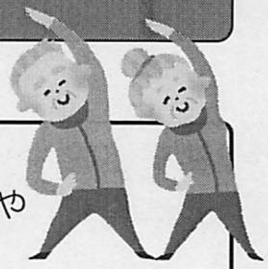

一般介護予防事業

- 介護予防に関する講演会や体操教室などの実施
- ボランティアの育成や地域活動の実施　など

生活機能とは？

生活機能とは、人が生きていくための機能全体のことで、体や精神の働きのほか、日常生活動作や家事、家庭や社会での役割などのことです。今の自分の状態をチェックして、できるだけ生活機能を低下させないことが介護予防につながります。

地域包括支援センターを利用しましょう

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、地域包括支援センターが設置されています。

総合相談
介護に関する相談以外にもなんでもご相談ください。

介護予防ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ
介護予防の支援をします。

権利擁護
みなさんの権利を守ります。

ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰへの支援
さまざまな方面から支えます。

境港市地域包括支援センター（境港市役所　1階）
☎47－1131

お問い合わせは

境港市　長寿社会課

☎47−1038　…　介護保険に関すること

☎47−1039　…　高齢者福祉に関すること